

**三股町有地売却募集要項
(植木団地跡地)**

**総務課 行政係
令和8年度随時募集**

1 目的

未利用町有地を売却するため、土地の買受人を随時募集し、買受人を決定するもの。

2 募集の概要

(1) 事業の名称

三股町有地売却

(2) 事業の目的

未利用町有地を売却すること

(3) 募集の内容

本事業用地の買受人を公募する。

(4) 物件

物件番号	1			
物件名称	植木団地跡地			
最低売却価格	14,700,000 円			
単価	10,200円/㎡		33,700円/坪	
土地	所在	地番	地目	地積
				実測(公簿)
	三股町大字樺山字古堀	1963 番 1	宅地	1,442.34 ㎡

※ 詳細は別紙物件調書のとおり。

(5) 契約条件

ア 最低売却価格以上の価格での申込みをした者を売却決定者とする。

イ 物件に係る公租公課については、売買代金を完納した日以降は売却決定者の負担とする。

ウ 境界、工作物及び日照等に関する隣接土地所有者及び周辺住民との協議は、全て売却決定者において行うものとする。

エ 売却決定者は、所有権移転登記完了まで他人に権利を譲渡することはできない。

オ 登録免許税等の本事業に係る費用は、全て売却決定者の負担とする。

カ 売却決定者は、契約締結後、売買物件に数量の不足、地中埋設物その他の瑕疵があることを発見しても、売買代金の減額、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

3 募集の概要

申込みする者は、次に掲げる要件を全て満たす個人又は法人であることを条件とする。

- (1) 町税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (2) 購入者(法人の場合は、役員又は経営に事実上参加している者)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 購入申込

購入希望する者は、次に掲げるとおり提出書類を添えて申請するものとする。また、証明書等は、申込時点から3か月以内に発行されたものを提出すること。なお、提出された書類は、返却しない。

(1) 提出様式

ア 個人の場合

- ・ 購入申込書(様式1)
- ・ 委任状(代理申し込みの場合に限ります。)
- ・ 市町村が発行する住民票の写し
- ・ 市町村が発行する滞納のない証明
- ・ 市町村が発行する印鑑登録証明書
- ・ 暴力団排除に関する誓約書

イ 法人の場合

- ・ 購入申込書(様式1)
- ・ 委任状(会社代表から代理人への委任状が必要になります。)
- ・ 法務局が発行する法人登記現在事項証明書
- ・ 法務局が発行する印鑑登録証明書
- ・ 所轄税務署が発行する国税に未納がない証明
- ・ 都道府県税事務所が発行する都道府県税に未納がない証明
- ・ 市町村が発行する滞納のない証明
- ・ 暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿

(2) 受付期間 随時(ただし、都合により募集を中止する場合がある)

(3) 提出方法

郵送又は直接持参により提出すること。なお、郵送の場合は、書留等を利用し確実に到着するように送付すること。

(4) 提出先

「8 問合せ先」に同じ

5 失格事由

応募者が、次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 参加資格がないことが判明したとき。

6 現地立会

現地調査は、随時各自で行うものとする。ただし、立会いが必要な場合は下記問合せ先まで連絡すること。

7 契約

次に掲げる事項を遵守すること。

(1) 契約書

契約書に住所及び氏名を記入し、押印したものを指定する期日までに提出すること。また、そのうち1部は収入印紙を貼り付けて、消印を押印すること。契約書案は別添のとおり。

(2) 契約保証金

売却決定者は、売買代金の100分の10以上の現金を、契約締結時に三股町が発行する納入通知書により直ちに納付すること。

(3) 売買代金

売却決定者は、売買代金(契約保証金からの充当分を含む。)を、契約締結後に三股町が発行する納入通知書により納付期限内に納付すること。

(4) 登記

売買代金完納後、町が所有権移転登記申請手続を行う。登録免許税分の収入印紙(金額は別紙物件調書参照)を総務課行政係に提出すること。

個人の場合、住民票(個人番号の記載がないもの)を提出すること。

法人の場合、履歴事項全部証明書を提出すること。

(5) 契約解除

次の場合、町は、契約を解除することができる。なお、契約を解除した場合、契約保証金は返還しない。

ア 売買契約に定めた納付期限内に落札者が代金を完納しないとき。

イ 入札後に参加資格がないことが判明したとき。

8 問合せ先

三股町総務課行政係

〒889-1914

宮崎県北諸県郡三股町五本松 1 番地 1

TEL 0986-52-1112(直通) FAX 0986-52-4944

Email gyouse-k@town.mimata.lg.jp